

日行連発第1757号
令和3年3月15日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

クレジットカードを利用して地方税を納付した場合の納税証明書について（周知）

国土交通省より、クレジットカードによる地方税の納付が普及・定着していること等を踏まえ、今後は納税証明書を発行することができるよう取り扱う旨の連絡が総務省自治税務局企画課からあったことから、継続検査等の申請に際し、自動車税種別割又は軽自動車税種別割の滞納がないことを証するに足る書面の取り扱いについて、添付のとおり各地方運輸局宛てに通知したとの連絡がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【添付】クレジットカードを利用して地方税を納付した場合の納税証明書について
（事務連絡・令和3年3月9日）

以上